

災害時の避難に手助けが必要な方のための

玉城町避難行動要支援者制度のご案内

阪神淡路大震災や東日本大震災など、近年の災害から得られた教訓をもとに災害対策基本法が改正され、高齢者や障がい者、妊婦や乳幼児など、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合、避難することに何らかの困難が伴うと思われる方について、特に配慮を要する「要配慮者」とし、そのなかでも自ら避難することが難しく、特段の支援を必要とする「避難行動要支援者」について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務となりました。

この名簿は、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に消防、警察をはじめ、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員といった団体（避難支援等関係者）に提供され、避難行動の支援や安否確認のために使用されます。

玉城町では、次の①から⑦の要件に該当する方で事前に情報提供の同意をいただけた方について、平常時（災害が起こる前）から避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿および個別避難計画等の情報を提供しておくことで、普段の見守り活動や災害時の迅速な避難支援活動等に役立てていただくための取り組みを進めています。

- ① 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- ② 要介護3以上の認定を受けている方
- ③ 身体障害者手帳（肢体・内部障害1～2級、視覚・聴覚障害1～3級）の交付を受けている方
- ④ 療育手帳（程度区分A1、A2）の交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方
- ⑥ 特定医療（指定難病）受給者証の交付を受けている方のうち人工呼吸器などを装着している方
- ⑦ その他、避難支援等を必要とされる方

※上記に該当しても介護保険施設や障がい者施設に入所している方は対象になりません。

なお、避難行動要支援者名簿、個別避難計画の情報は避難支援等に関する目的のみに利用します。

避難行動要支援者名簿、個別避難計画の提供を受けた者は、災害対策基本法により守秘義務が課せられており、目的以外での利用や避難行動要支援者名簿等で知り得た情報を正当な理由なく漏らすことはありません。

自ら避難することが困難な方への支援イメージ

避難行動要支援者



※自ら避難することが困難な方

(社会福祉施設入所者や長期入院患者など
の方は施設管理者の対応となります。)

災害時

避難行動に
関する支援
など

平常時

日常の声掛け、
見守り避難訓
練の実施など

平常時における
名簿情報提供に
係る同意の確認

同意

※非同意の場
合は名簿登録
のみとなりま
す。

玉 城 町 役 場



避難行動要支援者名簿の作成
個別避難計画の作成支援

同意いた
だいた方
の名簿情
報の提供

支援者（避難支援等関係者）



自治区、民生委員・児童委員
消防、警察、自主防災組織など

異常情報等
の発見・提供

事前の情報把握は迅速な避難支援につながります。

避難の際、支援が必要と思われる方は、ご自身の名簿情報を提供することにより同意をいただくとともに個別避難計画作成への協力をお願いいたします。

同意書を提出いただくことで・・・

名簿情報の事前提供に同意いただいた方の情報は、平常時から避難支援等関係者に提供され、日頃の見守りや、災害時の避難支援体制の構築を円滑に行うために利用されます。

なお、事前提供に同意いただいた方の具体的な避難方法など、支援体制を作成する際には、お住いの地域の避難支援等関係者をご自宅などへ訪問させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

提供される名簿情報とは・・・

同意いただいた方の住所、氏名、性別、電話番号、緊急時の家族連絡先、自治区名、支援を必要とする理由、避難支援者の氏名、住所、電話番号等となっています。

なお、地域の避難支援等関係者はボランティア精神に基づき、実施可能な範囲で避難誘導や安否確認を行っています。災害の規模や被災状況によっては支援ができない場合があることをご承知ください。

避難支援等関係者とは・・・

消防、警察、民生委員・児童委員、消防団など平常時の見守り活動や災害時の避難支援等に実際に携わる関係機関を指します。

なお、災害発生時には本人の同意の有無に関わらず、避難の支援や安否確認のため、避難支援等関係者に名簿情報が提供される場合があります。

個別避難計画とは・・・

個別避難計画とは、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿に登録されている一人ひとりの具体的な避難計画を作成し、この計画を平常時から地域の支援者と情報を共有し、災害発生時に備えておくものです。

個別避難計画の作成は、本人や家族、地域の協力による作成または町などの支援による作成があります。できる限り、本人や家族による積極的な作成をお願いします。



指定避難所

施設名	住所	電話番号	備考
田丸小学校	玉城町佐田1247番地	0596-58-3046	
外城田小学校	玉城町蚊野2018番地	0596-58-2606	
有田小学校	玉城町長更376番地	0596-58-2321	
下外城田小学校	玉城町小社曾根776番地	0596-58-3333	
中央公民館	玉城町下田辺800番地	0596-58-6331	
保健福祉会館	玉城町勝田4876番地1	0596-58-7373	自主避難に対応
玉城中学校	玉城町田丸114番地1	0596-58-3057	

担当課 玉城町役場 保健福祉課 TEL : 0596-58-8203 e-mail : seifuku-t@town.tamaki.lg.jp
 地域共生室 TEL : 0596-58-7373 e-mail : seifuku-t@town.tamaki.lg.jp